破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目20番地の３
債務者　西山　　修
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３号
群馬県館林市堀工町1900番地の540　ロータスハイム―202
債務者　森田由紀子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　一博
4　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３号
神奈川県平塚市纏474―10、住民票上の住所　神奈川県平塚市南金目1287番地の７
債務者　木藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１９６号
岩手県一関市東山町長坂字町96番地
債務者　菅原　知明
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　一博
4　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４号
岩手県大船渡市盛町字みどり町11番地１　スタービル202号
債務者　楢山　博己
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　一博
4　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第９号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前152番地８
債務者　遠藤　　章
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第７４号
仙台市青葉区愛子東５丁目11番41号
債務者　菅野恵利子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　破産債権の届出期間　平成22年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
宮城県角田市横倉字金谷31番地５
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　貞夫
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３号
宮城県角田市横倉字金谷31番地５
債務者　佐々木光子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　貞夫
4　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１９３８号
堺市北区南長尾町５丁３番14号
債務者　綿谷タツ子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　義人
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
大阪府大阪狭山市東池尻３丁目983番地の７
債務者　植田　知樹
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　義人
4　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
福井県鯖江市有定町３丁目４番６号　ラルジュールモア305
債務者　安田　利伸
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　宏和
4　破産債権の届出期間　平成22年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３５号
名古屋市熱田区切戸町２丁目104番地の３
債務者　宮崎　伸介
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　克行
4　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８３６号
名古屋市熱田区南一番町２番７号
債務者　宮崎ふみ子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　克行
4　破産債権の届出期間　平成22年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月27日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部